三　教習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館
四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な技術及び実務
五　募集定員
1　環境計量特別教習（濃度関係）　三十名
2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　二十名
六　受講申請書の提出期限　平成二十五年十一月十八日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。
七　受講申請書の提出先
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館
八　提出書類　濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各一通
1　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百四十円切手を貼付のこと）
九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。
十　その他
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第四十五号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、平成二十六年度前期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。

平成二十五年十月十八日　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　試験期日　平成二十六年一月十七日
二　試験場所
1　独立行政法人　産業技術総合研究所　臨海副都心センター（東京都江東区青海二丁目三番地二十六）
2　独立行政法人　産業技術総合研究所　関西センター（大阪府池田市緑丘一丁目八番三十一号）
三　試験科目　数学、物理及び一般常識
四　教習期間　平成二十六年四月八日から平成二十六年七月四日まで
五　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に必要な技術及び実務
六　定員　四十名
七　受験願書等の提出期限　平成二十五年十一月二十五日（必着）
八　受験願書等提出先
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館
九　提出書類（各一通）
1　一般計量教習入所試験受験願書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第1）
2　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
3　推薦書（受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、所属長が押印した推薦書）。推薦書の提出の無い受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。
4　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
5　健康診断書（提出日前三ヶ月以内に診断を受けたもの）
6　受験者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは長形三号で、「簡易書留」と朱書きし、三百九十円切手を貼付のこと）
十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。
十一　教習期間の変更　受験願書等提出者が十名に満たなかった場合は、四に記す教習期間の教習を中止し、一に記す期日に行われる入所試験の合格者は、次回教習（平成二十六年九月から十二月まで・詳細未定）の受講者とする。教習期間の変更は、受験票送付時に通知する。
十二　その他
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第45号

中日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）1．(2)①イ(ハ)チ）Bに基づく集中工事等に伴う料金調整として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

平成25年10月18日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

「東名高速道路の集中工事に伴う料金調整の実施」

1．料金の調整を行う自動車

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを流出、流入又は通過する全自動車。

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち均一制が適用されている区間のみを通行する自動車及び第一東海自動車道の東京インターチェンジから遠州豊田スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから森掛川インターチェンジまでの間の各インターチェンジを流出又は流入する自動車を除く。

2．料金調整額等

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、第一東海自動車道の東京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額から中央自動車道富士吉田線のうち均一制が適用されている区間の料金の額を減じた額を上限とする。

ただし、第一東海自動車道の浜松インターチェンジから日進ジャンクション間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松浜北インターチェンジから浜松いなさインターチェンジ間の各インターチェンジ並びに豊田東インターチェンジ及び一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平インターチェンジから豊田勘八インターチェンジ間の各インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ相互間の料金の額については、各種割引適用前の料金の額から次表に掲げる額を差引いた額とする。